

郷土室だより

第137号

平成22年7月1日

編集・発行

中央区立 京橋図書館

東京都中央区築地1-1-1

電話 3543-9025

刊行物登録番号 22-021

「変りゆく都市像」(16)

風土記の中の市場

◇千三百年前の宅配業者

平城遷都1300年目の平成二十二年五月、奈良市はさまざまなイベントで賑やかである。

そうした中の一つに「日本経済新聞」文化欄連載(平成二十二年四月二十六日より5回連載)の「蘇^{よみえ}る都 奈良再考」(以下「奈良再考」と略記)の2回目に「都市の原型、行き交う都会人」のサブタイトルの記事が目についた。

その末尾の一節は次のように締めくくられている。「定住の都の出現が地方を生み、幹線道路を通じて、人、モノ、カネ、情報の集中を生んだ。平城宮は都市の原型だった」と。

この都市原型論は私にとってはこの連載のタイトルである「変わり行く都市像」をはじめ、私の後半生を通じて、繰り返し強調し続けてきたフレーズそのものをこの新聞記事で目にしたのである。

「奈良再考」ではその都市論の前提としての幾つかの最近の研究成果を次のように紹介している。

「こうした都鄙^と感覚が芽生えた背景には、中央と地方を結ぶ山陽道や東海道など道路網の整備を基盤とした旺盛な経済活動があった。」「近年の木簡の研究で、平城宮には「雇車^{こしや}」という運送業者が存在したことがわかってきた。作業員付きで荷駄の運送を請負い、運送代を取っていた。全国から集まった調(繊維製品、地域の特産物)は国庫に入る前に点検され、余れば市でさばかれた。大寺院などが市で不足品を買う。こうした物質の搬送に雇車が活躍したようだ」と。

これを引用する私に取っては、その状況は今ほまったく日常化してしまつた宅配業者の活動の原型を目の当たりにみる思いさえしたのである。

◇長屋王邸宅発掘

また「有力皇族の長屋王は「筥^{かご}」と呼ばれる容器に小分けにした飯を盛り、販売していた。販売品目には、自家醸造した酒もあった」とし、学

者の推察に寄れば「市は高度な流通網、消費活動を満たす物流の結節点、拠点だった」とも述べる。

そしてその締めくくりが冒頭の「定住の都：」以下引用した「いちちは都市の原型」論が付け加えられているのである。

ここまで読んで手元に「平城宮長屋王邸宅と木簡」(奈良国立文化財研究所編・平成三年吉川弘文館刊)という本があることを思い出した。それは昭和六三(一九八八)年八月に平城宮遺跡の一郭にある長屋王邸宅跡から大量に発見された木簡を中心とした発掘調査報告書である。同書の内容をここで改めて紹介する代わりにその「帯文」の内容を引用すると、

「いま蘇る最上級貴族の優雅な暮らし！天武天皇の孫として皇親政治を目指し、政敵藤原氏の陰謀によって倒れた悲劇の宰相「長屋王！古の長屋王邸宅跡が、平城宮の隣接地から前例のない10万点近い木簡とともに発見された：」

と、その特徴を説明した《木簡の最初期の研究書》である。いわばその当時から現在までの木簡研究：約二十二年間の解読努力の原点をなす著

作であり、平たくいえば発掘当時

制度的な事柄の観察が続く。

分的に残ったもの)は二十ヶ国分

これを冷静に読めばこのような

は単なる荷札だと見られていた木簡の記載から、1300年前の「宅配業者」とその利用者の実態を通じて当時の日本列島の広範囲かつ多種類に及ぶモノの流通状況が浮き彫りとなり、「いちばは都市の原型」論を生み出すに至った、いわば原点の意味を持つ本でもある。

それはヒミコの時代にすでに租税制度やそれを収納する「邸閣」があったこと、邪馬台国に至るまで「国国市有り」の状況が続き、これらの市で「有無を交易」していたとする。それだけではなく「大倭」がそうした流通を「監せしむ」監督するという具合であった。

が知られているが、国の数「全国六十余州」から見れば、ともにその残り方の割合はごく部分的であるという特徴を持つ(なおここでテキストとして用いたのは「日本古典文学大系2『風土記』岩波書店刊」によった)。

しかも以下の各郡・各里の地誌的叙述には、多種多様な産物が挙げられ、ある程度の商品経済が発生していたことが推測できるが、直接「市」に言及している箇所は見られない。ただ久慈郡内の「高市」の地名に続いて「夏の暑きとき、遠近の男女会集いて、休ひ遊び飲み楽しめり」という場所とその「場」の特徴を記録している部分がある。大系本ではこの場所を「久慈川河口地域、日立市の久慈・坂本付近」と注する。この高市は多分最古の「市」として記載される大和国の高市とおなじ意味での命名であったのであろう。

おもえば「変わりゆく都市像(12)〔郷土室だより133号〕平成21・2・16発行)で、はじめて『魏志倭人伝』をとりあげて検討した結果を、次のように紹介したことがあった。

こうした状況、つまり『魏志』という古典における「市」の《発見》に始まり、134号ではその続きの「中国の市」・「日本の官市」の項へと、筆を伸ばした。

この風土記のはじめのいわば総論に当たるところに「堺も広く、土壌も肥え、原野も開墾が可能である。海山の利ありて、人々は安らかに家々は賑わえり、もし人々がより開墾に精を出し、力を紡蚕の業につくせば、たちどころに富豊をとるべく、自然と貧しきを免かるべし。いわんや塩と魚の味を求むるには、左は山にして右は海なり。桑を植え、麻を種かむには、後ろは野にして、前は原なり。いわゆる水陸の府蔵、物産の豊かなるところなり。古の人、この国を常世の国といへるは、この地ならむか」と、天然の地の利と働き

注 高市 たかいち・たけち 高いところにある市、奈良県中部の郡、高市郡。高取町と明日香村から成り、大和・飛鳥時代の政治文化の中心地だった場所(日本古典文学大系の記紀の注より引用)。それよりもこの場所はヤマト政権にとつてはいわば北限である久

◇「風土記」に見る「市」

重複をいとわず再録的に掲げると、「魏の使者が朝鮮半島の帯方郡を出発してから対馬海峡を渡って北九州の「伊都国」に着く。そこから「南水行二十日」の距離にある邪馬台国にいたる行程の説明の中に(「前略」)尊卑各々差序有り、相臣服するに足る。租賦を収む、邸閣有り、国国市有り。有無を交易し、大倭をして之を監せしむ」という記事を《発見》した。さらに南に進むと「邪馬台国に至る」とあり、それに続く叙述に「女王」卑弥呼の名と、それを囲む風俗や

この《成果》にならって本号では『魏志倭人伝』の時代とは大幅に下る天平初年(八世紀初頭)に編集されたヤマト政権の諸国の「風土記」のうちから、現存する五カ国(常陸・出雲・播磨・豊後・肥前五カ国分)の風土記の中から「市」の存在を探ってみることを思い立った。いうまでもなくこの官撰の「風土記」はわが国最古の国別の地誌としての性格を持つ。しかし現在残されたものは、逸文(部

かし現在残されたものは、逸文(部

方次第で富に恵まれる土地柄を挙

慈川流域に「市」が成立して
いたことに興味がそそれら
る。

◇『出雲国風土記』の「市人」

「出雲国風土記」中の「市」関係
の記事を拾うと、出雲国嶋根郡に
管轄される八郷のうち最初に
朝酌郷（郡家^{あさくらの}郡庁所在地の真南
にある）の記述があり、次に余戸里
があげられ、続いて千酌駅とい
う施設名がつづく。そのつぎに改め
て前出の朝酌の郷について「熊野
の神の朝夕の食事」を奉仕する職
能の「郷」があることを記す。
さらに後段には「千酌の駅家」
としてその位置は郡家の東北に位
置すること、イザナギノミコト
の御子をここに祀ることを述べて
いる。

以下郷内の社・山・川・坡・池・
入海の地誌が続き、ついで「朝酌
の促戸の渡の項にいたる（前掲書
一三七ページ）。それには
「東に通道あり、西に平原あり、
中央に渡なり。すなわち釜を東
西に互し、春秋に入れ出す。大
きき小き雑の魚、時に来湊りて、

釜のほとりに駈駈^{はせせり}き、風を圧し、
水を衝く。
或は釜を破壊り、或は日に腊^か魚
の丸干しを製る。ここに捕ら
るる大きき雑の魚に、浜さわ
がしく家賑わい、市人四より集
いて、自然に郷を成せり。ここ
より東に入り、大井の浜に至る
間の南と北の二つの浜は、並び
に白魚を取る。水深し」とある。
続いて「朝酌の渡」の見出しで
「広さ八十歩ばかりなり。
国^{くに}庁より海の辺に通う道な
り」と、海陸交通の要路だったこ
とと、さらに別項の「千酌の浜」
の項には「南の方に駅家、北の方
に百姓の家あり。郡家の東北にあ
り、此はすなわちいわゆる隠岐の
国に渡る津、是なり」ともあるよ
うに、現代式に言えば松江市の矢
田町辺の宍道湖と中海との間の狭
くなった水路につうじる津、渡し
場があるか隠岐国にまで通じてい
たことまでも記録されている。

この隠岐への海路にも前記の陸
上運輸機構である「雇車」と同じ
ような組織があったであろうこと
は、陸路よりさらに専門性を要求
されたであろう航海術の存在一つ
を取っても当然考えなければなら
ない事柄だと思われる。

ふたたび念を押せば、この「浜
さわがしく家賑わい、市人が四方
より集いて、自然に郷を成せり」
という「出雲風土記」の表現は、
『魏志倭人伝』中のいわば支配者
の統制下に置かれた「市」や、平
城・平安京における官設の「東・
西市」とは一味違った「市」、つま
り自然発生した「市」を思わせる
描写がこの「風土記」が成立した
天平五（七三三）年二月という時
点で確認できたこともまた一つの
収穫である。

さらに一般農民の呼称である
百姓の存在と対比させる形にこ
の「風土記」には『四方の市人』
という、いわば区別された形にそ
の存在が記録されていることもま
たもう一つの特徴である。

またこの「風土記」成立の時点
で、意宇・熊谷・神門に軍団が置
かれ馬見・土棟・多夫志・布自積美・
暑垣の烽（いわゆる烽火台^{あつな}煙信
号所）と宅積・瀬崎の戌^{まがら}（兵士
の駐屯所）が置かれていたことも
わかる（その具体的場所や距離関
係は省略）。

◇『播磨国風土記』

この風土記の最後の項は「美囊
郡」である。「水の流れ甚美しき
かも」といわれたゆえにこのよ
うに名づけられたという。現在
の神戸市北西の三木市・吉川町・
淡河村・上淡河村などの範囲と
いう。原文にいきなり「於^お笑・
袁笑の天皇達」という書き出し
でこの場所に君臨した兄弟天皇
の父親の「市辺の天皇命」のこ
とが同書の注一六にある。

それには「履中天皇の皇子、
市辺押磐（忍齒）皇子。帝位に
は即かれなかつたが、顕宗紀の
歌に「市辺の宮に天の下治しる
しめしし云々」とあり、天皇と
して歌っている」とあるが、こ
の天皇がなぜ「市辺の天皇命」
と呼ばれたかは不明である。こ
こではただ「市辺」と呼称され
た一人の天皇がいたということ
だけの報告である。

◇『豊後国風土記』

その総説として「郡は八所、郷

は四十、里は百十、駅は九所、燧は五所の下国。寺は二所、僧の寺と尼の寺となり」と述べた上で、景行天皇の別名である「纏向の日代の宮に御宇しめし大足彦の天皇」とマキムクという呼称が頻出する。いうまでもなくヤマトの「マキムク」と同音同意の言葉である。そして大野郡の記述の中に石海榴市・血田」という地名の説明と原住民である土蜘蛛退治のエピソードを絡ませている。

この「国」の範囲はかつて『魏志倭人伝』に描写された地方なのであるが、「風土記」の時代になると、著しく後進的な土蜘蛛との交渉の舞台としての地方として記述に終始する。結局は断片的な「つば市」という地名が上がっているだけで、「市」の存在を推察できるような情報を欠いたまま、この「風土記」はおわる。

しかしこの「風土記」の海部郡の項は「海部の郡 郷は四所 里は十二、駅は一所、燧は二所なり。この郡の百姓は、苙、海辺の白水郎なり。因りて海部の郡といふ」。

続いて「丹生郷、郡の西にあり。昔時の人、この山の沙を取り朱沙に改めて。因りて丹生の郷といふ」という項に連なる。これらの記事に関連する『日本古典文学大系』本の注は、海部の郡に注一、郷に注二、駅に注三、燧に注四、烽に注五、丹生郷に注六とそれぞれ注を宛てているが、その注六には「坂ノ市町丹生が遺称地。大野川下流の東岸地域に当たる。中世は白杵市の地も丹生と称した」とあり、続いて本文にはないが注七だけが独立した形で「海部郡の郡家。坂ノ市町の内、旧小佐井村と丹生村の間にあったとする（新考）」と、前頁三六六ページに挿入されている。

この坂ノ市町丹生を朱色の顔料の産地ないしは流通の中心地として解釈すると、「坂ノ市町」では鉱業加工の結果として「市」が発生していたことが想像されるのである。

◇肥前国風土記

この国の記録も崇神天皇とクマソ、および土蜘蛛との抗争の記録

を中心に地誌が編まれる。この国でも景行天皇の別名である「纏向の日代の宮に御宇しめし大足彦の天皇」とマキムクという呼称が頻出する。

そのなかで「神埼郡 郷は九所、駅は一所、燧は一所、寺は一所（中略）三根の郷、この郷に川あり、その源は郡の北の山より出でて、南に流れて、海に入る。船帆の郷、おなじき天皇が巡幸のとき、諸々の氏人たちが落ちて、船に乗り、帆をあげて三根川の津に参集ひて天皇に使い奉りき」といった具合の、これも海陸の交通の要所についての描写がある部分もある。

◇終わりに

は、風土記成立の時期にはこの地方ではまったく姿を消しているといっても過言ではない状況なのである。

つまり『魏志倭人伝』の状況描写が正確なのか、その後の少なくとも白村江敗戦以後のシヨクを引きずったヤマト政権の「国土観」が風土記編纂にどのような影響を与えていたのか、古記録における史実と、実社会の経済的状况との関係の実証的な解明は、木簡解読の技術がさらに発達するのを待つより他はないのかもしれない。

(鈴木理生)

この豊後と肥前の風土記を概観した感想としては『魏志倭人伝』で報告された邪馬台国の、少なくとも卑弥呼が影響した地域の「市場状況」と、それから大雑把に見ても六〜七世紀たった北九州地域の状況とでは全体的に大分異なっていることがわかる。そして結論的にいえば魏の本国に報告された「国国市有り」という経済的状况

